

発達障害ナビポータルコンテンツ掲載ガイドライン

発達障害ナビポータル運用管理規程（以下「運用管理規程」という。）第5条第四号に規定する「発達障害ナビポータル（以下、「ポータル」という。）のコンテンツ掲載ガイドライン」を以下のように定める。

1 コンテンツ掲載基準

ポータルに掲載するコンテンツは、下記に掲げる基準によりその可否を判断するものとする。

- ・ 運用管理規程第2条（ポータルの目的）に沿った内容であること。
- ・ 官公庁（地方支分部局を含む。）、施設等機関若しくは独立行政法人が関与している情報又は事故、事件その他の全国に発信すべき情報であること。海外の情報を掲載する場合は、その国の政府機関及び国際機関が関与している等で信頼性が高く、学術的にも公益性が高い情報であること。
- ・ 地方公共団体、学術団体その他の公的機関が関与している情報については、内容の公益性が高いものであること。
- ・ 正確を期し、公序良俗に反しないものであること。
- ・ 特定の営利団体への利益誘導を伴う内容ではないものであること。
- ・ ポータルの運用を統括する国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター（以下「情報・支援センター」という。）の長及び国立特別支援教育総合研究所発達障害教育推進センター（以下「教育推進センター」という。）の長（以下「両センターの長」という。）が認めた内容のものであること。

2 コンテンツ掲載手順

ポータルへのコンテンツの掲載は以下の手順によるものとする。

- ① 情報・支援センター内又は教育推進センター内における編集会議（これに準ずる会議を含む。以下同じ。）において、運用管理規程及び前項の掲載基準に則った情報であるかを審議の上、両センターの長が決定する。
- ② ①において掲載適否の判断が困難な情報については、両センターの長が運用管理規程第4条に規定する編集委員会に諮ることとする。
- ③ イベント、研修会等の催し物の情報については、月ごとに開催日昇順で掲載する

3 コンテンツ掲載期間

ポータルのコンテンツ掲載期間は以下のとおりとする。

- ① イベント・研修会等の催し物の情報のポータル上での掲載期間は、3年を限度とする。
- ② ①以外のコンテンツ掲載期間については、両センターの長が決定する。

4 既掲載コンテンツの修正又は削除

ポータルに掲載しているコンテンツを修正又は削除する場合には、以下の手順によることとする。

- ① 既掲載コンテンツについて、編集会議又は編集委員会により修正又は削除（以下「修正等」という。）が必要であるとの指摘があった場合は、両センターの長は修正等を行うこととする。
- ② 既掲載コンテンツに明らかな誤謬、事実誤認その他の掲載を継続することが不適切と判断される内容のコンテンツを確認した場合は、両センターの長の判断により当該コンテンツの修正等を行うこととする。
- ③ イベント、研修会等の催し物に関する情報は、掲載期間である3年を経過した後は速やかに削除することとする。

5 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインの見直しについては、必要に応じて両センターの長で協議の上行い、編集委員会に報告する。

6 適用期日

本ガイドラインは、令和3年9月30日から適用する。